

川西市文化芸術振興基本方針について

1 基本的な考え方

市民が心豊かで生活に潤いを感じることができる多様な文化芸術活動は、市民をはじめ多くの人との関わりによって、長い歴史を通じ、受け継がれてきたものです。

しかしながら、本市において、文化芸術活動に親しむ担い手の高齢化が著しく、文化芸術団体に所属する会員の減少、市民の文化芸術鑑賞の機会の減少が課題となっています。

このような中で、この文化芸術の礎を後世に維持・継承・発展させるため、本方針においては、「まず、「こどもの幸せ」から始める」という、総合計画の基本姿勢に基づき、こどもが文化芸術に親しむことができる機会の提供を第一に文化芸術施策を展開します。

また、市が提供しなければ、市民が享受することのできない活動の場(施設)の提供や機会の創出、新たな活動の展開への支援に重点を置き、文化芸術振興の取組みを進めていきます。

2 基本方針

(1) 市民が文化芸術に触れるきっかけづくり

- ア こどもが文化芸術を体験する機会を提供します。
- イ 障がい児(者)が文化芸術に親しむ機会を提供します。
- ウ 幅広い分野の文化芸術活動を提供します。

(2) 市民が行う文化芸術活動への支援

- ア みつなかホールなどの既存の文化芸術施設はもとより、その他の公共施設においても、文化芸術を親しむ場を提供します。
- イ 文化芸術の発表の機会を提供します。
- ウ 文化芸術団体の立ち上げを支援します。
- エ 文化芸術団体による市民を対象とした事業に対し、支援します。
- オ 中学生の部活動を支援します。
- カ 市民等の文化芸術に関するニーズやトレンドを把握し、実情に応じて支援のあり方を随時見直します。

(3) 市民の文化芸術を通じたまちの思い出づくり

- ア 川西出身のアーティストと連携した文化芸術の機会を提供します。
- イ 若手のアーティストの活動に対し、様々な手法を通じて応援します。
- ウ 中心市街地等のまちづくりの活動と連携します。

(4) 文化芸術活動の場の維持

- ア 老朽化する文化芸術施設を適切に維持管理し、活動の場を創出します。
- イ 利用者のニーズの変容に応じ、公共施設の運営方法を見直します。

(5) 文化芸術振興基本計画(仮称)について

本方針に基づき、今後、本市の実情などに合わせた文化芸術振興基本計画(仮称)を策定します。